

議員報酬等調査特別委員会設置に関する決議 **可決**

当議会議員の報酬は10年余にわたり据え置かれ、更に自主的に議員定数を22名から19名に削減をしたにも関わらず、なお期末手当を毎年減額している状況にある。このような状況下では充実した議会活動はおろか、議員の若返りも厳しいと思われる。

よって現状の議員報酬、政務調査費、費用弁償等のあり方が妥当なものであるかを調査研究するため、「議員報酬等調査特別委員会」を設置する。

陳情・要請

※文面は要約して掲載しています。

西原町庁舎等複合施設建設事業にかかる設備工事(空調・衛生)の分離発注並びに当組合員の受注機会の確保について(要請)

採択

「西原町庁舎等複合施設建設事業」建設に関しましては、設備工事の分離発注分と、是非とも地域に根づいた当組合員への優先発注を賜りたく、特段のご配慮をお願いいたします。

平成22年度西原町公共事業執行計画にかかる設備工事(空調・衛生)の分離発注並びに当組合員の受注機会の確保について(要請)

採択

「平成22年度西原町公共事業執行計画」に関しましては、工事の分離発注分と、地域に根づいた当組合員への優先発注を引き続き採用賜りますよう、切にお願い申し上げます。

高齢者が安心して暮らせる社会を実現するためにシルバー人材センターへの支援の要望

採択

行政刷新会議ワーキングチームによる事業仕分けで厳しい評価がだされ、予算の更なる削減は、センター機能の低下、ひいては地域高齢者の就業機会の喪失を招き、高齢社会対策を担うシルバー事業そのものの運営上、危機的な重大問題と危惧しております。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。文教厚生常任委員会付託

受理された陳情要請等

| 内 容 | 審議結果 | 内 容 | 審議結果 |
|--|------|--|------|
| 西原町の海に向かって拓くまちづくり提案に関する陳情書 | 配 布 | 役場職員と民間人町民との交流集会を毎月定期的にひらくよう求めます | 配 布 |
| 選挙公報にかんするちんじょう | 配 布 | 町内の小中高に奉仕員の席を設け生徒に勉強を教える奉仕をさせ学力を伸ばして下さい | 配 布 |
| 町職員の人件費をへらすために、ボーナスを5割、給与と給料を3割カットすることにかんするちんじょう | 配 布 | 行政区の公民館等に設置したテレビのみ見せ家庭では見せないようにして下さい | 配 布 |
| 西原町の公員から寄付を募る件について | 配 布 | 西原町内の公務員から寄付を募る件について | 配 布 |
| 貧乏人開放平等社会実現省の設置の件について | 配 布 | 独身男女の出会いの場を作って下さい | 配 布 |
| 賭博行為の禁止について | 配 布 | 町職員全員に貧乏生活を体験させて下さいに関する陳情 | 配 布 |
| 家のテレビ、ビデオなどをみんななくすよう求める | 配 布 | 町長は正規町職員の期末手当を専決処分で五割カットするよう求める件について | 配 布 |
| 役場新庁舎建せつ計画を白紙撤回するよう求めます | 配 布 | みんなの党、自民党、公明党が出した公務員制度改革法案を審議するよう求めることに関する陳情 | 配 布 |
| PTAを解散し、父母独自の組織(学校父母組合)を結成して下さい | 配 布 | 相互扶助に関する陳情 | 配 布 |
| | | 貧乏人支援課設置に関する陳情 | 配 布 |

手数料徴収条例の一部改正 **可決!**

交付を希望する町民に対し、固定資産に関する地籍図等、航空写真の交付も出来るようになりました。

| | | | |
|-----------------|------|----------------|------|
| 地籍併合図(A3サイズ) | 200円 | 航空写真(白黒 A3サイズ) | 400円 |
| 航空写真(カラー A3サイズ) | 800円 | | |

町道路線認定 **可決!**

| 路 線 名 | 起 点 | 終 点 |
|-------|----------|----------|
| 森川4号線 | 字森川186番地 | 字森川199番3 |

当該路線は森川地内に位置し、認定を行う道路と橋梁は西日本高速道路(株)から本町に無償譲渡され、既に一般交通の用に供されているため。



TPPへの参加反対に関する意見書 **可決!**

(要約)

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉である。例外を認めないTPPを締結すれば、国内農業はもとより、本県の基幹作物であるさとうきびをはじめ関連産業は壊滅し、深刻な影響が懸念される。

したがって、本県農業に壊滅的な打撃を与えるおそれのあるTPP交渉への参加は絶対に行わないことを強く要請する。

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣